

岐阜県公報

目 次

条 例

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金

条例

岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例

(地域スポーツ課)

(森林整備課)

一

二

号 外 (一) 令 和 三 年 三 月 二 十 二 日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例(条例第一号)

一 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン及び事前キャンプ地において選手等の受入れのために行う新型コロナウイルス感染症対策に関する事業に要する資金に充てるため、岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置することとした。(第一条関係)

二 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。(第一条関係)

三 その他岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金に関し必要な事項について定めることとした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例(条例第二号)

一 岐阜県森林整備担い手対策基金を廃止することとした。

二 この条例は、令和三年三月三十一日から施行することとした。

条 例

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン及び事前キャンプ地において選手等の受入れのために行う新型コロナウイルス感染症対策に関する事業に要する資金に充てるため、岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利用率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例

岐阜県森林整備担い手対策基金条例(平成五年岐阜県条例第十号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和三年三月三十一日から施行する。